

クラウドバンク匿名組合出資持分契約締結前交付書面
2018年11月21日より交付 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

改定前 頁 記載内容	改定後 頁 記載内容
<p>1 この書面には、日本クラウド証券株式会社（以下「当社」といいます。）を募集会社とし、クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社を営業者（以下「本営業者」といいます。）として、お客様と本営業者との間で新たに匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といいます。）を締結し、本匿名組合契約に基づく匿名組合（以下「本匿名組合」といいます。）にかかる出資持分（以下「本出資持分」といいます。）を取得していただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認下さい。</p>	<p>1 この書面には、日本クラウド証券株式会社（以下「当社」といいます。）を募集の取扱いを行う会社とし、クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社を営業者（以下「本営業者」といいます。）として、お客様と本営業者との間で新たにクラウドバンク匿名組合約款に基づき匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といいます。）を締結し、本匿名組合契約に基づく匿名組合（以下「本匿名組合」といいます。）にかかる出資持分（以下「本出資持分」といいます。）を取得していただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認下さい。</p>
<p>1 ○ 本匿名組合契約は、お客様から出資を受けた金銭を、本営業者自らが貸付を行うことで生じる貸付債権（売掛債権を含みます。以下同じ。）または本営業者が第三者より取得する貸付債権（以下これらを総称して「対象債権」といいます。）から生じる利息および遅延損害金収入、対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業（以下「本事業」といいます。）に対して投資することにより運用するものです。対象債権の債務者には、本営業者および当社は含まれませんが、<u>当社が所属する企業集団がその内外に組成する者（特別目的事業体を含みます。）を含むもの</u>とします。</p>	<p>1 ○ 本匿名組合契約は、お客様から出資を受けた金銭を、本営業者自らが貸付を行うことで生じる貸付債権（売掛債権を含みます。以下同じ。）または本営業者が第三者より取得する貸付債権（以下これらを総称して「対象債権」といいます。）から生じる利息および遅延損害金収入、対象債権の売却による収入ならびにその他対象債権から生じる収益を確保することを目的とした事業（以下「本事業」といいます。）に対して投資することにより運用するものです。対象債権の債務者には、本営業者および当社は含まれませんが、<u>本営業者の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令59号。以後の改正を含みます。）に規定する子会社および関連会社をいい、以下同様とします。）および当社の関係会社を含むもの</u>とします。</p>
<p>2 出資の流れおよび各投資ポジションにかかるリスク 本匿名組合契約に基づきお客様が出資の申込みを行う際、お客様には、本営業者との合意により、出資の申込みを行う金額を示して、一以上の本匿名組合契約に関連する投資ポジションをご選択いただきます。また、お客様は本営業者との合意により、随時本匿名組合契約に関連する投資ポジションを追加することができます。 「投資ポジション」とは、複数の対象債権の全部または一部の組合せによって構成されることを予定してお</p>	<p>2 出資の流れおよび各投資ポジションにかかるリスク 本匿名組合契約に基づきお客様が出資の申込みを行う際、お客様には、本営業者との合意により、出資の申込みを行う金額を示して、一以上の本匿名組合契約に関連する投資ポジションをご選択いただきます。また、お客様は本営業者との合意により、随時本匿名組合契約に関連する投資ポジションを追加することができます。 「投資ポジション」とは、<u>本営業者が</u>複数の対象債権の全部または一部の組合せによって構成されることを</p>

改定前 頁 記載内容	改定後 頁 記載内容
<p>お客様に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、主要な融資先に係る対象債権の概要（英数字を組み合わせた融資先を特定する符号、資金使途、担保または保証の有無等をいいますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募る、出資対象事業の一部をいいます。</p> <p>対象債権の債務者には、本営業者および当社は含まれていませんが、本営業者および当社が所属する企業集団が、その内外に組成する者（特別目的事業体を含みます。）を含むものとします。お客様は、本匿名組合契約に基づく投資ポジションのうち、本営業者が当社を通じて募集をするものについて、投資することが可能となります。</p> <p>各投資ポジションにかかるリスクは当該投資ポジションが有する対象債権によって異なります。対象債権の主要なリスクは、次に示す「各対象債権にかかるリスク」に記載のとおりです。</p> <p>3 各対象債権にかかるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金利変動リスク： （省 略） ・ 通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動等により損失が生じるリスク： 一般論として金銭債権の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動します。対象債権は個別の貸付債権であるため市場価格があるわけではありませんが、返済期日より前に第三者に譲渡することで換金する場合には、これらの影響を受けて売却損が生ずる場合があります。また、対象債権は市場に流通するものではないため流動性が乏しく、これにより価格が低く評価される結果売却損が生じ、または売却することができない可能性があります。これらにより、対象債権により構成される本匿名組合の財産価値が低下し、これが本出資持分の価値に反映されることにより、お客様が出資した元本額の損失が生 	<p>予定してお客様に対し目標金額、募集期間、運用予定期間、主要な融資先に係る対象債権の概要（英数字を組み合わせた融資先を特定する符号、資金使途、担保または保証の有無等をいいますがこれらに限られません。）その他の要素をあらかじめ説明することで出資を募り、本営業者がその運用を行う出資対象事業の一部をいいます。ただし、投資ポジションの内、「任意運用型投資ポジション」においては、主要な融資先に係る対象債権の概要に代えて、特定の対象債権を主要な融資先に係る対象債権とせず、対象債権の取得および処分を本営業者がその裁量で任意に決定できる旨をあらかじめ説明するものとします。</p> <p>対象債権の債務者に本営業者および当社は含まれていませんが、本営業者の関係会社および当社の関係会社含みます。お客様は、本匿名組合契約に基づく投資ポジションのうち、当社が本営業者を匿名組合出資持分の発行者として募集の取扱いを行うものについて、投資することが可能となります。</p> <p>投資ポジション毎のリスクは当該投資ポジションが有する対象債権によって異なります。対象債権の主要なリスクは、次に示す「各対象債権にかかるリスク」に記載のとおりです。</p> <p>3 各対象債権にかかるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金利変動リスク： （現行どおり） ・ 通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動等による損失のリスク： 一般的に金銭債権の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動します。対象債権は個別の貸付債権であるため市場価格があるわけではありませんが、返済期日より前に第三者に譲渡することで換金する場合には、これらの影響を受けて売却損が生ずる場合があります。また、対象債権は市場に流通するものではないため流動性が乏しく、これにより価格が低く評価される結果売却損が生じ、または売却することができない可能性があります。これらにより、対象債権により構成される本匿名組合の財産価値が低下し、これが本出資持分の価値に反映されることにより、お客様が出資した元本額の損失が生

頁	改定前 記載内容	改定後 記載内容
	<p>じるおそれがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者の信用リスク： (省 略) ・ 保証人の信用リスク： <u>保証人による保証が差し入れられている場合</u>、対象債権の債務者からの利息の支払いや元本の返済が行われな いときには保証人が保証債務の履行を行います。保証 人の信用状況が悪化した場合には、保証債務の履行がで きなくなり、その結果、お客様の出資した元本額の欠損 その他の損失が発生する場合があります。また、保証人 による連帯保証が差し入れられている場合、対象債権の 債務者からの債務の履行のみならず保証人による保証 債務の履行を求めることができますが、保証人の信用状 況が悪化したときには、保証債務ができなくなり、その 結果、お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発 生する場合があります。さらに、対象債権の債務者や保 証人の信用力の変動により、対象債権のその時々の評 価額が変動し、対象債権の評価額や売却額が減少し、その 結果、お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発 生するおそれがあります。 ・ 為替変動リスク： (省 略) ・ カントリーリスク： 対象債権が新興国を含む国外の資金需要者に対する貸 付債権である場合、社会的・経済的環境は、国内の資金 需要者に比べ不透明であり、大きなリスク要因となるこ とがあります。また、対象債権の債務者が国内外の金融 当局による規制の対象ではない小規模の金融機関または ノンバンクであり、かつ、当該債務者の行う貸付が担 保を設定しない少額のものである場合、当該債務者の返 済能力は当該貸付債権の回収状況に依存することがあ るため、当該貸付債権の債務者の信用状況によっては対 象債権の回収が困難になることがあります。その結果、 お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発生す るおそれがあります。 ・ 担保価値の低下等のリスク： (省 略) ・ 担保権に第三者対抗要件が具備されない場合のリスク： (省 略) 	<p>じるおそれがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者の信用リスク： (現行どおり) ・ 保証人の信用リスク： <u>対象債権を主たる債務として保証契約が締結されてい る場合</u>、対象債権の債務者からの利息の支払いや元本の 返済が行われな いときには保証人が保証債務の履行を 行いますが、保証人の信用状況が悪化した場合には、保 証債務の履行ができなくなり、その結果、お客様の出資 した元本額の欠損その他の損失が発生する場合があります。また、保証人による連帯保証が差し入れられてい る場合、対象債権の債務者からの債務の履行のみならず 保証人による保証債務の履行を求めることができますが、保証人の信用状況が悪化したときには、保証債務の 履行ができなくなり、その結果、お客様の出資した元本 額の欠損その他の損失が発生する場合があります。さら に、対象債権の債務者や保証人の信用力の変動により、 対象債権のその時々 の評価額が変動し、対象債権の評 価額や売却額が減少し、その結果、お客様の出資した元 本額の欠損その他の損失が発生するおそれがあります。 ・ 為替変動リスク： (現行どおり) ・ カントリーリスク： 対象債権が新興国を含む国外の資金需要者に対する貸 付債権である場合、社会的・経済的環境は、国内の資金 需要者に比べ不透明であり、大きなリスク要因となるこ とがあります。また、対象債権の債務者が国内外の金融 当局による規制の対象ではない小規模の金融機関または ノンバンクであって、当該債務者の行う貸付が担保を 設定しない少額のものである場合、当該債務者の返済能 力は当該貸付債権の回収状況に依存することがあるた め、当該貸付債権の債務者の信用状況によっては対象債 権の回収が困難になることがあります。その結果、お客 様の出資した元本額の欠損その他の損失が発生するお それがあります。 ・ 担保価値の低下等のリスク： (現行どおり) ・ 担保権に第三者対抗要件が具備されない場合のリスク： (現行どおり)

頁	改定前 記載内容	改定後 記載内容
	<p>・当初お客様に説明したとおりの担保が設定されない場合のリスク： <u>特定の担保を設定することを予定した対象債権について、当該対象債権を主要債権として募集した投資ポジションにおいて当初お客様に説明した方法による担保を取得できない場合、当該担保の価値を上回ると合理的に考えられる異なる担保を取得できる場合を除いて、本営業者は対象債権としないこととします。かかる場合、本営業者は、当該対象債権を主要な融資先に係る対象債権とする投資ポジションについてお客様が出資した元本を、対象債権の取得を行わないこととした日の属する計算期間の翌月における当該投資ポジションの分配日までにお客様に返還いたします。その結果、本営業者が当該投資ポジションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあります。</u></p> <p>・当初予定されたとおりの時期に対象債権が取得されない場合のリスク： 債務者の都合により貸付が遅れ、また、<u>対象債権を譲り受けることを予定していた債権者の都合により譲受けが遅れることで、対象債権の取得時期が当該投資ポジションの募集開始時に想定していた時期よりも遅れる場合があります。かかる場合、対象債権の存続期間および金利の設定によっては、本営業者が当該投資ポジションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあります。</u></p> <p>・対象債権が取得されない場合等のリスク： 債務者の都合により貸付の実行予定時期が遅れ、または<u>対象債権を譲り受けることを予定していた者の都合により当該対象債権の譲受予定時期が遅れることで、本営業者の裁量により対象債権の取得を行わないこととする場合があります。また、債務者の都合により貸付の実行自体が行われないこととなり、または債権の譲受けを予定していた者の都合により債権の譲受け自体が行われないこととなる場合があります。これらの場合、当該対象債権を主要な融資先に係る対象債権とする投資ポ</u></p>	<p>・当初お客様に説明したとおりの担保が設定されない場合のリスク： <u>主要な融資先に係る対象債権に特定の担保を設定することをあらかじめ説明して募集の取扱いを行った投資ポジションにおいて、当該主要な融資先に係る対象債権に当該担保を設定できないこととなった場合、当該担保の価値を上回ると合理的に考えられる異なる担保を設定できるときを除いて、本営業者は当該主要な融資先に係る対象債権を取得しないこととします。かかる場合、本営業者は、当該投資ポジションについてお客様が出資した元本を、当該主要な融資先に係る対象債権の取得を行わないこととした日の属する計算期間の翌月における当該投資ポジションの分配日までにお客様に返還いたします。その結果、当該投資ポジションからの分配を得られないおそれがあり、また、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権として他の対象債権を取得して運用を行っても当該投資ポジションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあります。</u></p> <p>・当初予定された時期に遅れて対象債権とする場合のリスク： 債務者の都合により貸付が遅れ、また、債権を譲り受けることを予定していた債権者の都合により譲受けが遅れることで、<u>対象債権とする時期が当該投資ポジションの募集の取扱いの開始時に想定していた時期よりも遅れる場合があります。かかる場合、対象債権の存続期間および金利の設定によっては、当該投資ポジションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあります。</u></p> <p>・対象債権が取得されない場合等のリスク： 債務者の都合により貸付の実行予定時期が遅れ、または債権を譲り受けることを予定していた者の都合により当該債権の譲受予定時期が遅れることで、<u>本営業者の裁量により対象債権の取得を行わない場合があります。また、債務者の都合により貸付の実行自体が行われないこととなるため、または債権の譲受けを予定していた者の都合により債権の譲受け自体が行われないこととなるために当該債権を取得しない場合があります。これらの場合、当該対象債権を主要な融資先に係る対象</u></p>

改定前 頁 記載内容	改定後 頁 記載内容
<p>ーションについてお客様が出資した元本を、対象債権の取得を行わないこととなった日、貸付の実行自体が行われないこととなった日または債権の譲受け自体が行われないこととなった日のいずれかの日の属する計算期間の翌月における当該投資ポーションの分配日までにお客様に返還いたします。その結果、本営業者が当該投資ポーションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあります。</p> <p>5 選択した投資ポーションの運用(主要な融資先に係る対象債権およびこれ以外の対象債権の取得)について</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様が本匿名組合契約に基づき選択した投資ポーションについて本営業者に出資した出資金は、本営業者による対象債権の取得(本営業者による貸付、本営業者が他の投資ポーションにおいて運用している対象債権の取得または第三者の保有する貸付債権の譲受をいいます。)による投資に利用されることとなります。<u>この場合、本営業者は、当該投資ポーションの運用開始後速やかに、当該投資ポーションに関して匿名組合員から出資を受けた出資金の二分の一を超える額をもって、本営業者が当該投資ポーションにおいて主要な融資先としてあらかじめお客様に説明した者への対象債権(以下では、「主要な融資先に係る対象債権」といいます。))を取得します。また、本営業者は、主要な融資先に係る対象債権の全部が債務者、保証人または担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、もしくは他の投資ポーションによって取得される日または当該投資ポーションの運用期間が到来する日のいずれか早い日まで、主要な融資先に係る対象債権を保有することで当該投資ポーションの運用を継続するよう努めます。ただし、当該投資ポーションの運用期間の最終日において主要な融資先に</u> 	<p>債権とすることを示した投資ポーションについてお客様が出資した元本を、対象債権の取得を行わないこととなった日の属する計算期間の翌月における当該投資ポーションの分配日までにお客様に返還いたします。その結果、<u>当該投資ポーションからの分配を得られないおそれがあり、また、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権として他の対象債権を取得して運用を行っても当該投資ポーションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあります。</u></p> <p><u>また、任意運用型投資ポーションでは、これらの場合、当該対象債権を取得しないことで当該投資ポーションにおいてお客様にあらかじめ説明した目標利回りを下回るおそれがあり、また、本営業者がその裁量により当該投資ポーションの運用を行わないものとした場合には当該投資ポーションからの分配を得られないおそれがあります。</u></p> <p>5 選択した投資ポーションの運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様が本匿名組合契約に基づき選択した投資ポーションについて本営業者に出資した出資金は、本営業者による対象債権の取得(本営業者による貸付、本営業者が他の投資ポーションにおいて、<u>もしくは他の匿名組合契約に基づいて運用している対象債権の取得または第三者の保有する貸付債権の譲受をいいます。))による投資に利用されることとなります。</u> <u>主要な融資先に係る対象債権を示した投資ポーションにおいては、本営業者は、当該投資ポーションの運用開始後速やかに、当該投資ポーションに関して匿名組合員から出資を受けた出資金の二分の一を超える額をもって、主要な融資先に係る対象債権を取得します。また、本営業者は、主要な融資先に係る対象債権の全部が債務者、保証人または担保提供者から弁済され、第三者に譲渡され、もしくは他の投資ポーションによって取得される日または当該投資ポーションの運用期間が到来する日のいずれか早い日まで、主要な融資先に係る対象債権を保有することで当該投資ポーションの運用を継続するよう努めます。ただし、当該投資ポーションの運用期間の最終日において主要な融資先に係る対象債権に係</u>

改定前 頁 記載内容	改定後 頁 記載内容
<p>係る対象債権に係る債務者、保証人または担保提供者から返済期日までの主要な融資先に係る対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションに関して匿名組合員がその成立時に本営業者に出資した出資金の二分の一に満たない額について、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を取得し、また、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を第三者に譲渡し、もしくは他の投資ポジションに取得させることに用いることができるものとし、その後も同様とします。</p> <p>7 金融商品取引契約に関する終了の事由</p> <p>本匿名組合契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了し、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</p>	<p>る債務者、保証人または担保提供者から返済期日までの主要な融資先に係る対象債権の全額の返済がない場合、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間を延長することができるものとします。</p> <p>また、本営業者は、その裁量により、当該投資ポジションの運用期間中、当該投資ポジションに関して匿名組合員がその成立時に本営業者に出資した出資金の二分の一に満たない額について、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を取得し、また、主要な融資先に係る対象債権以外の対象債権を第三者に譲渡し、もしくは他の投資ポジションに取得させることに用いることができるものとし、その後も同様とします。</p> <p>・ <u>任意運用型投資ポジションにおいては、本営業者は、当該投資ポジションの運用開始後速やかに、一又は複数の対象債権を取得するとともに、その裁量により、当該投資ポジションの存続期間中、当該投資ポジションの残余額をもって他の一又は複数の対象債権の取得を行うことができるものとし、その後も同様とします。なお、本営業者が任意運用型投資ポジションの運用として取得することのできる対象債権には、本営業者および本営業者の関係会社ならびに及び当社および当社の関係会社を融資先とするものを含まません。</u></p> <p>・ <u>本営業者は、お客様が選択した投資ポジションに合致する対象債権の取得を実現するため、クラウドバンク匿名組約款に基づく他の本匿名組合（投資ポジションを共通とするものを含みますが、これに限定されません。）又は異なる約款もしくは契約に基づく匿名組合における営業者として、同一の借入希望者に対して貸付を行うこと又は貸付債権を提携貸金業者から譲り受け、もしくは同一の譲渡希望者から貸付債権を譲り受けすることができるものとします。取得した対象債権に係る損益の分配、出資金の返還その他の計算は、当該計算の基準時における投資ポジション・匿名組合毎の当該対象債権に対する出資金の額で按分して行うものとします。</u></p> <p>7 金融商品取引契約に関する終了の事由</p> <p>本匿名組合契約は、以下のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当然に終了し、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</p>

頁	改定前 記載内容	改定後 記載内容
	<p>①～③ (省 略)</p> <p>また、以下のいずれかにあたる場合には、本営業者または匿名組合員は、本匿名組合契約を解除することができるものとし、解除がなされた場合には、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</p> <p>①～⑧ (省 略)</p> <p>なお、本匿名組合契約が終了した場合、本営業者は、適用法令に従い本営業者が適切と考える方法で本匿名組合に属する財産を処分し本事業を清算します。本匿名組合に残余財産が存するときは、残余財産の全部は出資比率に応じて、本事業に出資する匿名組合契約（本匿名組合契約を含む。）の匿名組合員に対して出資の価額の返還をおこないます。</p>	<p>①～③ (現行どおり)</p> <p>また、以下のいずれかにあたる場合には、本営業者または匿名組合員は、本匿名組合契約を解除することができるものとし、解除がなされた場合には、これにより本出資持分の取得に関する金融商品取引契約は終了します。</p> <p>①～⑧ (現行どおり)</p> <p><u>なお、上記の当然終了事由が生じた場合および解除がなされた場合であっても、匿名組合員が投資ポジションへ出資した価額（出資の一部又は全部が損失によって減少したときはその減少に相当する額を控除した残額をいいます。）の返還を受けていない場合、又は分配金（投資ポジション毎）の全額の分配を受けていない場合には、本契約は、その全額の返還又は分配がなされるまでの間、継続するものとし、匿名組合員は本口座からの出金又は届出事項の変更を除く一切の行為をできないものとし、その全額の返還および分配の完了をもって本契約は終了するものとし、</u></p> <p>また、本匿名組合契約の終了に際し、本営業者は、適用法令に従い本営業者が適切と考える方法で本匿名組合に属する財産を処分し本事業を清算します。本匿名組合に残余財産が存するときは、残余財産の全部は出資比率に応じて、本事業に出資する匿名組合契約（本匿名組合契約を含む。）の匿名組合員に対して出資の価額の返還をおこないます。</p>
8	<p>本営業者の概要（2018年6月25日現在） （図表省略）</p>	<p>本営業者の概要（2018年11月14日現在） （図表省略）</p>
8	<p>日本クラウド証券株式会社の概要（2018年6月25日現在） （図表省略）</p>	<p>日本クラウド証券株式会社の概要（2018年11月14日現在） （図表省略）</p>
8	<p>当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>当社は、当社のウェブサイト等において、主に本営業者を営業者として行う貸付事業への匿名組合出資の募集の取扱いを、各投資ポジションの募集期間において、金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業として行います。</p> <p>(省 略)</p>	<p>当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>当社は、当社のウェブサイト等において、主に本営業者を営業者として行う貸付事業への匿名組合出資の募集又は私募の取扱いを、各投資ポジションの募集又は私募の期間において、金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業として行います。</p> <p>(現行どおり)</p>
9	<p>5. 出資対象事業持分の契約期間</p>	<p>5. 出資対象事業持分の契約期間</p>

改定前 頁 記載内容	改定後 頁 記載内容
<p>本匿名組合契約に基づく匿名組合の存続期間は、特に定められておりません。投資ポジションの存続期間は、選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、本事業のために本営業者により取得される財産を構成する主要な融資先に係る対象債権が残存する場合には、本営業者の裁量により、これが完済されまたは処分される日まで当該投資ポジションの存続期間を延長することができるものとします。</p>	<p>本匿名組合契約に基づく匿名組合の存続期間は、特に定められておりません。投資ポジションの存続期間は、選択された投資ポジションに従うものとします。但し、この期間が満了した時点において、本事業のために本営業者が当該投資ポジションにおいて主要な融資先に係る対象債権とした債権が残存する場合(当該投資ポジションが任意運用型投資ポジションであるときは当該投資ポジションにおいて対象債権が残存する場合)、本営業者の裁量により、これが完済されまたは処分される日まで当該投資ポジションの存続期間を延長することができるものとします。</p>

以上